

## 議案第 92号

### 平成 19年 3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例の設定について

次のとおり平成19年 3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 平成19年 3月に支給する知事及び副知事の給料の特例に関する条例

平成19年 3月に支給する知事及び副知事の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）第 3 条第 2 項及び鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項本文に規定する給料月額から当該額の10分の 1 に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。